法第二十七条の十七	（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十八第一項	（略）	（略）	（略）
	道路運送法第九条第六項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十条第三項各号に掲げる事項	
	道路運送法第九条の三第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十条の五第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十条の五第二項に規定する書類
法第二十七条の十九	（略）	（略）	（略）

別表第三の五（第三十六条の二十五及び第三十六条の二十六関係）

規定	事項	書類
法第二十九条の六第一項	鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面
法第二十九条の七第一項	道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法第五条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
	道路運送法第九条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第八条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第八条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第七十九条の登録に係る部分	道路運送法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の三各号に掲げる書類
	道路運送法第七十九条の七第一項の変更登録に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十一第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項各号に掲げる書類

（新設）

法第二十七条の十九	（略）	（略）	（略）
法第二十七条の二十第一項	（略）	（略）	（略）
	道路運送法第九条第五項の届出に係る部分		
	道路運送法施行規則第十条第三項各号に掲げる事項		
法第二十七条の二十一	（略）	（略）	（略）